

甲賀広域行政組合告示第 6 号

甲賀広域行政組合広告掲載に関する基本要綱を次のとおり定める。

平成 20 年 5 月 30 日

甲賀広域行政組合管理者 中嶋 武嗣

甲賀広域行政組合広告掲載に関する基本要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、甲賀広域行政組合(以下「組合」という。)の公共物等に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 広告の掲載をする公共物等は、次に掲げるものとする。

- (1) 組合が発行する刊行物及び印刷物
- (2) 組合のホームページ
- (3) その他広告掲載が可能と管理者が認めるもの

(広告の範囲)

第 3 条 掲載できる広告は、公共性及び公益性を妨げないものであって、住民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び人材募集に類するもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に関するもの
- (6) 組合が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (7) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第 2 条に定める公共物等に掲載する広告として管理者が適当でないと認めるもの

(広告掲載基準)

第4条 管理者は、広告掲載の位置、規格、掲載期間及び掲載料等の掲載基準について別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集は、組合ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申し込み)

第6条 広告を掲載しようとするもの(以下「申込者」という。)は、別に定める広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 前項による申込みの際は、管理者は必要に応じて業務内容がわかる書類等の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、申込期間終了後、速やかに掲載の可否を決定し、申込者に通知する。

(委員会の設置)

第8条 広告事業の実施に関して疑義が生じた場合及び広告案を審査するため、甲賀広域行政組合公共物等広告事業審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員長及び委員で構成する。

3 委員会は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

4 委員長は、事務局長をもって充て、委員は、消防長、事務局次長、消防次長、統括管理課長、衛生センター所長、衛生課長、消防総務課長、甲賀市企画担当課長及び湖南市企画担当課長をもって充てる。

5 委員会は、必要がある場合は当該広告掲載に関連する所属長に対し意見を求めることができる。

6 委員会は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

7 委員会の庶務は、統括管理課において処理する。

(広告掲載料の納付)

第9条 第7条第1項の規定により広告掲載を許されたもの(以下「広告主」という。)は、指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 管理者は、次の場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

(2) 広告主又は広告内容を不適当と判断した場合

(広告主の責任)

第 11 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。